

3-3 授業科目一覧・補足資料

(6) 「その他言語Ⅰ・Ⅱ」の単位認定について

2022年度（編入学生は2024年度）以降入学生用

「その他言語Ⅰ・Ⅱ」の単位認定は、以下の(ア)、(イ)の二通りの方法があります。

いずれも認定対象となる科目は、本学の学際教育科目区分の言語科目にて開講されている「英語」「韓国語」「中国語」「ロシア語」を除く自然言語に関する科目です(科目名が「〇〇語」となっている必要はなく、あくまで学修内容を重視します)。また、申請者が日本語を母語としない場合は、その事実が確認できれば、「日本語」に関する科目も対象となります。申請に基づき、学際教育科目区分の言語科目として最大2単位まで認定します。認定されると「その他言語Ⅰ(1単位)」「その他言語Ⅱ(1単位)」として記録されます。また、「その他言語Ⅱ」は「その他言語Ⅰ」を修得した学生のみ認定となります。なお、これらの認定は「合格・不合格」のみ判断されますので、GPAの対象にはなりません。

(ア)他の大学又は短期大学における既修得単位認定

過去に大学等において修得した単位(科目等履修生として修得した単位や高校在学中に大学等で修得した単位も含む)を審査のうえ、本学の単位として認定する制度です。

単位の認定を希望する学生は、所定期間内に所属学部の事務室にて手続きを行ってください。

(イ)他の大学又は短期大学における在学中の修得単位認定

在学中に他の大学又は短期大学(国内外は問いません)における修得単位がある場合、学則第36条の規定により、本学で修得した単位として認定することができます。

単位の認定を希望する学生は、学期の初めに、所属学部の事務室へ事前に申告をしてください。その後、当該科目の履修後に本申請をする必要があります。詳細については、別途通知します。